

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）

- (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ラテラル・ウォーターハザード（規則 26）

ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地（規則 25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

張り芝の継ぎ目；付属規則 I (A) 3 e を適用する。（ゴルフ規則 164 ページ参照）

スルーアグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2 打。

4. 動かせない障害物（規則 24-2）

- (a) 排水溝
- (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
- (c) 動かせない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。

5. ドロップ区域

2番ホールにおいて、球がラテラル・ウォーターハザードにあるか、見つからない球がラテラル・ウォーターハザード内にあることが分かっているかほぼ確実な場合、プレーヤーは次の処置のいずれかをとることができる。

- (i) 規則 26 に基づく処置。
- (ii) 追加の選択肢として、1 打の罰のもとにドロップ区域にドロップ。

6. 地面にくい込んでいる球の救済

付属規則 I (A) 3 a を適用する。（ゴルフ規則 160 ページ参照）
スルーアグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際、球はスル

ーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則 18-2 と 20-1 は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2 や規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

(a)『適合ドライバー・ヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。（ゴルフ規則 176 ページ参照）

(b) 溝とパンチマークの規格

『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』(裁定 4-1/1) を適用する。(付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 198 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ 4-1/1 参照)

5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。（ゴルフ規則 177 ページ参照）

6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則 6-8 b, c, d に従って処置すること。

(b) 陥悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホール

の間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

陥悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホールの間の練習禁止(規則 7 注 2)『付属規則 I (B) 5 b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 181 ページ参照)

8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 11-4、11-5、15-3 と 20-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 8』を適用する。(ゴルフ規則 183 ページ参照)

9. キャディー(規則 6-4 注)

キャディーの使用禁止

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 179 ページ参照)

10. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)

スコアリングエリア方式を採用する。

11. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

12. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または

委員会がそれと同等と認めた鉛を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。

13. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

14. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注意事項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スタートティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件12項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
4. 競技委員会は規則33-7に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレイヤーを競技失格とすることができます。
5. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(20球)を限度とする。
6. ティーマーカーは、男子15歳～17歳は黒色、男子12歳～14歳は青色、女子は白色とする。
7. プレー中、帽子を着用すること。
8. 中部ゴルフ連盟・日本高等学校ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
9. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
10. 手引きカードは持ち込み使用することができる。(但し、電動は除く)
11. 役員・選手以外は、1番・10番ホールのティーインググラウンド付近および9番・18番ホールのグリーン付近以外は立入禁止とする。
12. 練習グリーン・練習バンカーでのアプローチは禁止する。

追記 1. 練習場は、午前6時よりオープン。
2. 競技当日の受付は、午前6時より開始。
3. 昼食はハウス食堂を利用のこと。

4. 指定練習日・競技当日ともプレー後の精算となり、現金・クレジットともに可能。

競技委員長 多賀善治

指定練習日

7月14日(金)・18日(火)・19日(水)・20日(木)は特別料金とする。ただし、20日(木)は午後3時までにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって、ゴルフ倶楽部ゴールドワインに申し込み予約すること。

なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャンセル料が掛かる場合がある。予約時に会場に確認すること。また、練習ラウンドは1個の球でプレーすること。

TEL 0766-61-3000

ドロップ区域の取り扱いについて

注：ドロップ区域を使用する場合、球のドロップまたは再ドロップに関しては次の規定が適用となる。

- (a) プレーヤーは球をドロップする際にドロップ区域内に立つ必要はない。
- (b) ドロップされた球はドロップ区域内のコース上の箇所に最初に落ちなければならない。
- (c) ドロップ区域が線で定められている場合、その線はドロップ区域内である。
- (d) ドロップされた球はドロップ区域内に止まる必要はない。
- (e) ドロップされた球が規則20-2c(i-vi)に規定されている場所に転がりこんで止まった場合、再ドロップしなければならない。
- (f) ドロップされた球はその球がコース上に最初に落ちた箇所から2クラブレンジス以内に止まり、(e)で規定される所に止まなければ、ホールに近づいて転がってもよい。
- (g) (e)と(f)の規定のもとで、ドロップされた球は次の場所よりもホールに近づいて転がりこんで止まってもよい。
 - 初めの位置または推定された位置(規則20-2b参照)；
 - 救済のニヤレスポイントまたは最大限の救済を受ける地点(規則24-2、規則25-1または規則25-3)；
 - 初めの球がラテラル・ウォーター・ハザードの限界を最後に横切った地点(規則26-1)

平成29年度(第43回) 中部ジュニアゴルフ選手権競技 北陸地区予選

日程：平成29年7月21日(金)
場所：ゴルフ倶楽部ゴールドワイン

中部ゴルフ連盟
中日新聞・東海テレビ放送
中部高等学校ゴルフ連盟